令和元年泉北水道企業団議会第1回臨時会会議録

令和元年７月５日（金）午前10時　泉北水道企業団議会第1回臨時会を泉北水道企業団信太山事務所に招集した。

1.　出席議員は次のとおりである。

１番　村　岡　　均	２番　谷　野　　司
３番　野　田　　悦　子	５番　高　橋　　登
６番　森　下　　巖	７番　大　浦　　まさし
８番　岡　　　　博　子	９番　石　原　　日出子
10番　遠　藤　　隆　志	11番　小　林　　昌　子
12番　松　田　　亜　季	13番　阪　口　　茂
14番　木　戸　　晃	15番　畑　中　　政　昭
16番　森　　　　博　英	

1.　欠席議員は次のとおりである。

なし

1.　本日の議事日程は次のとおりである。

日程第１			議席の指定について
日程第２			会議録署名議員の指名について
日程第３			会期の決定について
日程第４	選　　　挙	第１号	議会議長選挙について
日程第５	選　　　挙	第２号	議会副議長選挙について
日程第６	議会議案	第１号	議会常任委員会副委員長の辞職許可について
日程第７	議会議案	第２号	議会常任委員会委員並びに正・副委員長の選任について
日程第８	議　　　案	第４号	監査委員の辞職許可について
日程第９	議　　　案	第５号	監査委員の選任について
日程第10	監査報告	第４号	例月出納検査の結果について（12月分）
日程第11	監査報告	第５号	例月出納検査の結果について（１月分）
日程第12	監査報告	第６号	例月出納検査の結果について（２月分）
日程第13	監査報告	第７号	例月出納検査の結果について（３月分）
日程第14	監査報告	第８号	例月出納検査の結果について（４月分）

1.　地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求め出席した者は次のとおりである。

企業長	辻　宏康	副企業長	南出　賢一
副企業長	阪口　伸六	監査委員	原口　裕見
和泉市上下水道部長	森下　幸彦	泉大津市都市政策部長	朝尾　勝次
高石市土木部長	藤原　通晃		
泉北水道企業団 水道事業所長	髙藤　易元	泉北水道企業団 水道事業所次長	山口　和久
泉北水道企業団 水道事業所次長	中川　尚	泉北水道企業団 浄配水課長	山田　佳彦
泉北水道企業団 庶務課長	近藤　康博	泉北水道企業団 浄配水課長補佐	山口　忠賜
泉北水道企業団 庶務課長補佐 兼庶務係長	岩田　伴江		

1.　本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

泉北水道企業団 水道事業所次長	山口　和久	泉北水道企業団 水道事業所次長	中川　尚

開　　　　　　会

令和元年７月５日（金）午前10時開会

〇水道事業所次長（山口和久君）　　大変長らくお待たせいたしました。

事務局より御説明申し上げます。

今回、泉大津市、高石市両市の市議会議員さんの役員改選後、初めての議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになってございます。

つきましては、本日出席議員中、小林昌子議員が年長の議員でございますので、臨時議長の職務を小林議員にお願い申し上げます。小林議員、議長席におつき下さい。よろしくお願い申し上げます。

〇臨時議長（小林昌子君）　　皆様おはようございます。ただいま、御紹介をいただきました和泉市の小林昌子でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、議長が選挙されるまでの間、臨時議長の職務を務めさせていただきますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、事務局より本日の出席議員について報告をいたさせます。

〇水道事業所次長（山口和久君）　　次長の山口でございます。

御報告いたします。本日の出席議員数は全員出席の15名でございます。

以上でございます。

〇臨時議長（小林昌子君）　　ありがとうございます。ただいまの御報告どおり出席議員数15名をもちまして、会議が成立いたしておりますので、これより令和元年泉北水道企業団議会第１回臨時会を開会いたします。

会議に先立ちまして、企業長より開会に当たりましての挨拶の申出がございますので、これを許可することにいたします。

〇企業長（辻宏康君）　　皆様おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに、令和元年泉北水道企業団議会第１回臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。また、平素は当企業団の運営につきまして、御支援御協力をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日、臨時会をお願い申し上げましたのは、今回、泉大津市及び高石市より、去る４月の統一地方選挙で見事当選の栄に浴されました議員の皆様方の、新たな派遣通知がございましたので、当企業団議会役員の改選を賜るべく、議会の招集をお願い申し上げた次第でございます。

お迎えすることになりました両市の議員の皆様方につきましては、敬意をもって御歓迎を申し上げます。

また、高石市長選挙におきまして、既に御承知のとおり阪口市長がめでたく当選され、当企業団の副企業長としてお迎えすることとなりました。心からお祝い申し上げますとともに、改めてよろしくお願い申し上げます。

なお本会議に御提案申し上げております諸議案につきましては、当企業団議会役員の改選と監査委員の選任の件、並びに例月出納検査の結果報告についてでございます。何とぞ慎重御審議をいただき、御決定賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（小林昌子君）　辻企業長の挨拶が終わりました。

続きまして、先般の高石市長選挙におきまして、めでたく当選されました阪口市長から、副企業長就任の挨拶を申し上げたいとの申出がございましたので、これを許可いたします。

○副企業長（阪口伸六君）　改めましておはようございます。

ただいま、御紹介いただきました阪口でございます。

先ほど、辻企業長さんより、丁重なる御紹介をいただきましたが、今回、高石市長選挙におきまして、再選をさせていただき、同時に本企業団の副企業長にも就任をさせていただいたところでございます。

副企業長の南出市長さんと共に、辻企業長さんをお支えし本企業団の運営に全力を傾注してまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては今後とも、御指導御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、副企業長の就任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（小林昌子君）　阪口副企業長の挨拶が終わりました。

それでは、ただいまより会議に入らせていただきます。

本日の議事日程についてでございますが、あらかじめ議会運営委員会の御内意をいただいておりますので、お手元の日程により議事を進めてまいりたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○臨時議長（小林昌子君）　異議なしのお声がございますので、お手元の日程どおり議事に入らせていただきます。

それでは、議事日程に従いまして、議席の指定をいたしたいと存じますが、今回、新たに泉大津市及び高石市から派遣されました方々がおられますので、ここで簡単に全員の自己紹介をお願いしたいと思います。

（全員自己紹介する）

〇臨時議長（小林昌子君）　　自己紹介が終わりました。

それでは、日程第１議席の指定についてでございますが、従来からの慣例によりまして、私から指名したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

〇臨時議長（小林昌子君）　　異議なしのお声をいただきましたので、私より御指名申し上げます。

１番、村岡均議員、２番、谷野司議員、３番、野田悦子議員、５番、高橋登議員、６番、森下巖議員、12番、松田亜季議員、13番、阪口茂議員、14番、木戸晃議員、15番、畑中政昭議員、16番、森博英議員、以上のとおり定めさせていただきます。

次に、日程第２会議録署名議員の指名につきましては、会議規則第102条の規定により、本日の会議録署名議員を私より指名いたします。

７番、大浦まさし議員、８番、岡博子議員、以上の御両名にお願いいたします。

続きまして、日程第３会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期につきましては、本日１日と定めたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

〇臨時議長（小林昌子君）　　異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期につきましては、本日１日と定めることに決定いたしました。

次に、日程第４選挙第１号議会議長選挙についてを議題といたします。

本件は議会議長選挙でございますが、円満に選挙選任をいたしたいと存じます。

つきましては、従来からの慣例によりまして、地方自治法第118条第２項の指名推選方式を用いまして、被指名人を当選人と定めたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

〇臨時議長（小林昌子君）　　異議なしと認め、私より被指名人を御指名申し上げます。

５番、高橋登議員を指名いたします。高橋登議員を議会議長選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○臨時議長（小林昌子君）　　異議なしと認め、ただいま御指名いたしました高橋登議員が議会議長に当選されました。
　高橋登議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第２項の規定による告知をいたします。
　それではここで議長に当選されました高橋登議員より、就任の挨拶を自席よりいただくことにいたします。

○議長（高橋登君）　　ただいま、本企業団の議会議長に満場一致で御推挙いただきました泉大津市の高橋登でございます。
　何分、行き渡らぬ点も多々あろうかというふうに思いますけれども、皆様方の御支援と御協力を賜りまして議長の職責を全うしていきたいというふうに考えております。
　特に今年につきましては当企業団の存続問題が大きな課題ともなっております。しっかりと議論のできる議会運営に全力で努めてまいりたい、というふうに考えておるところでございます。
　どうか今後ともよろしくお願いをいたしまして、甚だ簡単措辞ではございますけども就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（小林昌子君）　　議長の挨拶が終わりました。以上で私の職務は終わりました。皆様方の御協力に深く感謝申し上げまして、議長と交代させていただきます。ありがとうございました。

（小林昌子臨時議長と高橋登議長交代する）

○議長（高橋登君）　　それでは引き続きまして議案の審議に入らせていただきます。
　日程第５選挙第２号議会副議長選挙についてを議題といたします。
　本件は議会副議長選挙でございますが、円満に選挙選任をいたしたいというふうに存じております。つきましては従来からの慣例によりまして、地方自治法第118条第２項の指名推選方式を用いまして、被指名人を当選人と定めたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（高橋登君）　　異議なしと認め、私より被指名人を御指名を申し上げます。７番、大浦まさし議員を指名いたします。
　お諮りいたします。大浦まさし議員を議会副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（高橋登君）　　異議なしと認め、ただいま御指名いたしました、大浦

まさし議員が議会副議長に当選をされました。
大浦まさし議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第２項の規定による告知をいたします。
それでは、議会副議長に当選をされました大浦まさし議員から、就任の挨拶を自席よりいただくことにいたします。

○副議長（大浦まさし君）　改めまして、皆さんおはようございます。
ただいま、議会副議長選挙におきまして、皆様の御推挙をいただきました大浦まさしでございます。
誠に微力ではございますが、高橋議長をサポートしていくべく一生懸命頑張ってまいりたいと思っておりますので、皆様からの御指導御鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。
簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋登君）　それでは引き続き議案の審議に入ります。
日程第６議会議案第１号議会常任委員会副委員長の辞職許可についてを議題といたします。
本件につきましては、総務委員会 副委員長の岡博子議員、水利開発委員会 副委員長の石原日出子議員より、辞職の願いが提出をされておりますので、議会委員会条例第７条の規定により議会の許可を求めるものでございます。
それではここで、地方自治法第117条の規定によりまして、岡博子議員、石原日出子議員の除斥を求めることにいたします。

（２名除斥する）

○議長（高橋登君）　お諮りいたします。
総務委員会副委員長　岡博子議員、水利開発委員会副委員長　石原日出子議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（高橋登君）　異議なしと認めます。
よって、総務委員会副委員長　岡博子議員、水利開発委員会副委員長　石原日出子議員、の辞職を許可することに決定をいたしました。
岡博子議員、石原日出子議員の除斥を解きます。

（２名復席する）

○議長（高橋登君）　引き続きまして、日程第７議会議案第２号議会常任委員会委員並びに正・副委員長の選任についてを議題といたします。

本件につきましては、あらかじめ御内意をいただいておりますので、私より御指名を申し上げたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（高橋登君）　　異議なしと認め、私より御指名を申し上げます。

総務委員会委員には、１番、村岡均議員、２番、谷野司議員、５番、私、高橋登、７番、大浦まさし議員、９番、石原日出子議員、13番、阪口茂議員、15番、畑中政昭議員、16番、森博英議員

水利開発委員会委員には、３番、野田悦子議員、６番、森下巖議員、８番、岡博子議員、10番、遠藤隆志議員、11番、小林昌子議員、12番、松田亜季議員、14番、木戸晃議員

総務委員会委員長には、１番、村岡均議員

同副委員長には、15番、畑中政昭議員

水利開発委員会委員長には、11番、小林昌子議員

同副委員長には、14番、木戸晃議員、以上のとおり選任することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（高橋登君）　　異議なしと認め、ただいま御指名を申し上げましたとおり、それぞれ選任がされました。

次に、日程第８議案第４号監査委員の辞職許可についてを議題といたします。本件につきましては、監査委員の遠藤隆志議員より、辞職願が提出されたことによりまして地方公営企業法第39条の２第５項及び当企業団規約第10条第２項の規定により、議会の許可を求めるものでございます。

ここで、地方自治法第117条の規定により、遠藤隆志議員の除斥を求めます。

（遠藤議員除斥する）

○議長（高橋登君）　　お諮りいたします。

遠藤隆志議員の監査委員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（高橋登君）　　異議なしと認めます。よって、遠藤隆志議員の監査委員の辞職を許可することに決定をいたしました。

遠藤隆志議員の除斥を解きます。

（遠藤議員復席する）

○議長（高橋登君）　　次に、日程第９議案第５号監査委員の選任についてを議題といたします。

本件について、理事者より提案説明を願います。

○企業長（辻宏康君）　　ただいま、御上程いただきました議案第５号監査委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

当企業団の監査委員をお願いいたしておりました、遠藤隆志議員が今回辞職されましたので、議会選出の監査委員として、森博英議員を選任いたしたいと存じます。

森博英議員は、高石市議会議長をはじめ決算委員会委員長を歴任され、知識経験ともに豊富な方でございます。

また、人格識見にもすぐれ当企業団監査委員として最適任者であると存じますので、地方公営企業法第39条の２第５項及び当企業団規約第10条第２項の規定によりまして、議会の御同意を賜りたく、ここに御提案申し上げさせていただく次第でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋登君）　　提案説明が終わりました。

ここで、地方自治法第117条の規定により 森博英議員の除斥を求めることにいたします。

（森博英議員除斥する）

○議長（高橋登君）　　お諮りいたします。本件につきましては、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（高橋登君）　　御異議なしと認め、日程第９議案第５号監査委員の選任につきましては、原案どおり同意することに決定をいたしました。森博英議員の除斥を解きます。

（森博英議員復席する）

○議長（高橋登君）　　申し合わせによりまして、議会運営委員も決まっておりますので、私より発表させていただきます。

１番 村岡均議員、11番 小林昌子議員、16番 森博英議員、以上の3名の方にお願いをいたします。

続きまして日程第10監査報告第４号例月出納検査の結果報告についてより、日程第14監査報告第８号例月出納検査の結果についての５議案は、それぞれ関連がございますので一括議題とさせていただきます。

本件につきましては、先に御配付をさしておりますとおり、平成30年12月分から平成31年４月分の各月末現在の現金出納状況等の結果報告でござい

ます。何か御質疑があれば承りますが、御質疑はございますか。

（なしの声あり）

○議長（高橋登君）　ないようでございますので、本件につきましてはこれをもちまして終わらせていただきます。

以上をもちまして、全ての議案審議が終わりました。

この際、特に質疑等ございましたら承りたいというふうに思っておりますけれどもないようでありましたら、臨時会を終わっていきますけれども、いかがでしょうか。

野田悦子議員、どうぞ。

○３番（野田悦子君）　ありがとうございます。今、御許可をいただきましたので１つ質問させていただきます。

先ほども申し上げましたように、私は、この泉北水道企業団に就きまして、水道組合の議員は初めてでございます。

できるだけ早く、皆様方の御見識に追いつくようにと、日々研鑽をしてまいりますけれども、今回頂きました、こちらの方の資料の配布についてお伺いしてまいります。

その資料と申しますのは、泉北水道企業団及び泉大津市・和泉市・高石市の事業統合に関する経過報告というものです。

こちらの方に１枚、都市政策部長朝尾さんの、朝尾部長の一文が付きまして、泉北水道企業団に係る資料の配布について、標記の件につきまして、別添えのとおり、泉北水道企業団に係る資料を受領しましたので参考までに配布いたしますとあります。

この資料は、泉大津市におきましては配布をされたわけですが、他市においては違う対応をされたというふうに聞いております。

それぞれ三市の対応と、どうしてそういうふうな形でしたのか、ということ。

そしてまた、泉北水道企業団の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋登君）　野田議員、それは、それぞれの副企業長及び企業長に聞くということでよろしいですか。

○３番（野田悦子君）　そのようにお願いします。

○議長（高橋登君）　よろしいですか、高石の

○３番（野田悦子君）　担当の部長でも結構です。

○副企業長（阪口伸六君）　母市で聞いてください。それぞれ対応しますから。

〇議長（高橋登君）　　阪口副企業長のほうから

〇副企業長（阪口伸六君）　　いや、母市で聞いてください。

〇企業長(辻宏康君)　　ちょっと待ってください、それは市長という立場で答えればいいのか

〇議長（高橋登君）　　いや、副企業長の立場で

〇企業長(辻宏康君)　　副企業長ということになると、泉北水道で

〇議長（高橋登君）　　ちょっと、休憩をいたします。

～～～～～～～～～～～　暫時休憩中　～～～～～～～～～～～

〇議長（高橋登君）　　すみません、休憩を解きまして再開をさせていただきたいというふうに思います。

　議員さんのほうから、それぞれの副企業長及び企業長の御答弁を求められておりますので、阪口副企業長のほうから

〇副企業長（阪口伸六君）　　お答えできません。

〇議長（高橋登君）　　お答えできませんということであります。

　南出副企業長のほうよろしく、南出副企業長

〇副企業長（南出賢一君）　　同じです。

〇議長（高橋登君）　　同じで、お答えできませんということで、はい企業長のほうから、はいどうぞ。

〇企業長（辻宏康君）　　企業長の辻でございます。

　泉北水道のその資料の説明につきましては、泉北水道の派遣議員さんにつきましては泉北水道で行わせていただきまして、構成市の議員さんにつきましては、それぞれの市のほうでの判断ということでお願いをいたしました。

　和泉市におきましても、和泉市の判断で全員協議会を開かせていただいたということであります。以上です。

〇議長（高橋登君）　　よろしいですか、野田議員。

〇３番（野田悦子君）　　企業長からのお答えでしたので、泉北水道の考えであるというふうにお伺いいたしました。

　それぞれの母市が対応することであるということで、それぞれの母市がそれ

ぞれの議会に対して対応することということは重々承知しております。
その上で、この対応について、私は泉北水道の説明に来て下さった方にお伺いをいたしました、泉北水道として、では泉大津市議会が求めたら説明に来てくれるのか、また、この資料についての質問があった時には答えに来て下さるのかというふうにお聞きをいたしましたところ、なかなか難しいというふうにお答えがありました。なので、この場でお伺いをさせていただくことにいたしました。というのは、私が考えますのに、それぞれの母市でそれぞれの説明をされる、それは十分に承知はしております。でも、その議会に説明をされる時に、議会から出てきた質問に対して、それぞれの母市の方が答えるのであれば、それぞれの担当者のフィルターが掛かったお答えになるのではないかというふうな危惧を持ちましたので、泉北水道企業団の方から、専門家の立場、この資料を作った方の御意見を、お答えを聞くべきではないかと思いましたので、お伺いいたしました。
これをもちまして、来て下さるのかというふうにお伺いをした時に、お伺いすることはありません、というふうにお答えになられました、所長の方からお答えをいただければありがたいと思います。

〇議長（高橋登君）　はい、所長。

〇所長（髙藤易元君）　水道事業所長の髙藤でございます。
先日、議案説明の時に行かせていただきまして、その時に、前回２月の、泉北水道の全員協議会の報告した内容を含めて説明をさせていただきまして、泉北水道の中には泉北水道協議会という協議会がありまして、そこで資料等も含めて全て作って、検討協議を行っている場なんですけども、そこには３市の部長さんを含めて、専門的な知識を持たれてる職員さんが入っておられますので、その中で、色々検討協議した結果を泉北水道でも報告してますし、３市でもそういう形で報告していく、という形なので、泉北水道自体が、私は所長でその辺の説明はさせていただきましたけど、すべて３市の部長さんを含めて同じ知識を共有という形にしてますので、その分については各市で対応していただけるのかな、というふうな判断をしてそういうふうな形になったということでございます。以上でございます。

〇議長（高橋登君）　はい、野田議員。

〇３番（野田悦子君）　ありがとうございます。
協議会のほうで十分に練って作った資料であるというふうにお答えをいただいたかと思います。
そもそも、その協議会がこれまでほかのところから色々とお伺いしてる範囲で、どういう形のものなのかということについては、私のほうでは、まだ疑問を感じる所はございますけれども。
少なくとも、それぞれの方が専門家であるというところは、違うのではないかというふうには思っております。

議長の就任の挨拶にもございましたように、本年度は泉北水道企業団が存続をかけて、存続の決定をしていく年に当たるということで、それぞれの母市で考えていくことではありますけれども、泉北水道企業団がどういうところで、どういう問題があって、今後どういうふうな考え方をしていかなければいけないのかということは、母市で判断をするのであれば、母市にそれなりの資料、そしてまた、資料だけではなくて、全ての議員が同じ知識を持って判断に当たれるような場を作っていただくということが必要ではないか、というふうに思っております。

そのためにはやはり、専門家、泉北水道企業団のほうから派遣をしていただいて母市の説明、そして質問には答えていただくのが妥当ではないかというふうに思っておりますので、もう一度再考いただきまして質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋登君）　はい、他にございますでしょうか。小林議員。

○11番（小林昌子君）　はい、では数点質問をさせていただきます。

平成30年の11月２日に開催されました、第２回定例会の答弁で履行されていないと思われるものが数点ありますので確認をさせていただきます。

まず１点目ですが、情報公開条例を作ることについての見解を聞きました情報公開要綱の制定を検討しているところで、要綱でも市民の権利は情報公開条例と同じレベルで保障されると答弁されました。

情報公開要綱はもう制定されましたか。制定されたのであれば、いつ頃でしたか。また、情報公開の出費は後ほど議長を通じて答えると答弁されましたが、議会に報告されたのか、まずここをお伺いいたします。

○議長（高橋登君）　副企業長、議会運営に関すること

○副企業長（阪口伸六君）　議会運営って、これ議事でどこに一般質問とか出てるの。

○議長（高橋登君）　発言を許可しておりません。

○副企業長（阪口伸六君）　議会運営委員会で決めたんですか。

今日これを議題とするということを、決められたのか、手続きやってよ。

○議長（高橋登君）　議会運営委員長の許可は

○副企業長（阪口伸六君）　ＱＡのこともあるからね、お答えするには、突然やから、こっちも答えられないよ。

事前にこういう質問があるから、用意してくれと言われたら、当然私らも用意するよ。だけど、どんどんどんどん入っていって

○議長（高橋登君）　　副企業長、発言を許可いたしておりません。

○副企業長（阪口伸六君）　　だから、議会の中で休憩を取って下さいよ。

○議長（高橋登君）　　ちょっと混乱をしてますので、いったん休憩を入れます。

～～～～～～～～～～　（暫時休憩）　～～～～～～～～～～

○議長（高橋登君）　　再開をしたいというふうに思います。
　副企業長、ちょっと静かにしなさい。

○副企業長（阪口伸六君）　　いやいや、あなたが急に入れてくるからやないか。事前に、こんな質問があるなんて髙藤は言ってないんだから。
　聞いて、わかったやないか。
　そうでしょ。

○14番（木戸晃君）　　やるって言ったんちゃうの。

○副企業長（阪口伸六君）　　違う、具体的にどんな質問がというところがないじゃない。全然。
　野田さんの質問だって初めて聞いた、えっと思った。
　だから、それならそれで、どっちも答弁するのに用意しますがな。
　唐突に言われたら答弁できないよ。

○14番（木戸晃君）　　それで、ええやん。できないって答えてくれたら

○副企業長（阪口伸六君）　　だから、誠実な答弁をするために、時間をもらわないとダメですよ。
　事前に質問を通告してもらって。

○３番（野田悦子君）　　答弁できないような質問をさせていただいた覚えはないので

○副企業長（阪口伸六君）　　それは違う、あなた議員としての発言になってるんやから、我々、行政として答弁せないかんねんから。
　ちゃんと整理しようよ、整理を。

○議長（高橋登君）　　整理できてるよ。
　別にな、質問がな、事前にあるなしに関わらず我々が

○副企業長（阪口伸六君）　　そりゃね、あんた勝手なことしたらダメだよ。

こんな、議題にない

○議長（高橋登君）　今までも、事前に通告して、すべて通告制を取ってるわけじゃない。

○副企業長（阪口伸六君）　違うがな、この議案の中に、14で監査委員報告第８号で終わっとるやないの。

○議長（高橋登君）　うちは、質問の通告制をとっておりません。

○副企業長（阪口伸六君）　議案として、その他とか一般質問とかあったら、何もないじゃないの。どこにあるの、事前に通告なしで、

○15番（畑中政昭君）　質問があるかないかは議運で決定してるんでしょ。

その内容については、事前に通告してないけれども、それで答えれるものは答えたらいいし、答えられへんものは答えられへんでいいじゃないですか。

それで進めてくださいよ。

○議長（高橋登君）　そういう事です。

今、小林昌子議員さんからの質問に、御答弁をいただきます。

髙藤所長、答弁してください。

（「休憩もらえ」と言う声あり）

○議長（高橋登君）　暫時休憩をいたします。

～～～～～～～～～～～　暫時休憩　～～～～～～～～～～～

○議長（高橋登君）　長らくお待たせをいたしました、これより会議を再開をしたいと思いますけれども、まず阪口副企業長に対しまして、注意をしておきたいというふうに思います。

議会中にですね、議長の許可を得ないで発言することに関しましては謹んでいただきますようにお願いをいたしておきます。

改めて、小林議員さん、小林議員さんの質問、途中になっておりますか、途中ですか、はい小林議員さん。

○11番（小林昌子君）　では、改めて質問をさせていただきます。

平成30年11月２日に開催されました、第２回定例会での、私の質問についての、その後の状況を確認させていただきます。

２点ございます。

まず１点目ですが情報公開条例を作ることについての見解を聞きましたが、情報公開要綱の制定を検討しているところで、要綱でも市民の権利は、情報公

開条例と同じレベルで保障されると答弁をされました。
情報公開要綱は、もう制定をされましたか。制定されたのであればいつごろでしたか。
また、情報公開の出費は、後ほど議長を通じて答えると答弁されましたが、議会に報告されましたか。１点目はそれでございます。
２点目も続けて言うんですか。

〇議長（高橋登君）　はい、２点目もお願いします。

〇11番（小林昌子君）　２点目は、議事録のホームページへのアップの件でございます。
中川次長は11月２日の議会で、次のように発言されました。
議事録のアップですが、それも早急に検討いたしまして載せる方向でいきたいと思っている、と言う御答弁でした。
私が数日前に見たところ、まだホームページにはアップをされていませんでしたが、いつ頃アップの予定かお伺いいたします。以上２点です。

〇議長（高橋登君）　はい御答弁、所長。

〇所長（高藤易元君）　所長の高藤でございます。
情報公開条例の制定につきましては、現在、引き続き情報公開要綱の制定の作業を進めておりますが、まだ完成に至っておりません。
それと、制定時期につきましては、できるだけ早い時期に制定できるよう、進めてまいりたいと思っております。
２点目のホームページへの会議録の掲載につきましては、現在アップしております。
時期につきましては、誠に申し訳ないんですけども、遅くなりまして昨日にアップさせていただきました。
ということで、よろしくお願いいたします。

〇議長（高橋登君）　はい、これでよろしいですか。

〇11番（小林昌子君）　まず１点目の情報公開要綱ですけども、できるだけ早いうちにということですけど、できるだけ早いうちにって言っても、それぞれの尺度がありますから、ある程度の目安、半年以内、３カ月以内っていうふうに、みんながすぐにわかる期日をお答えください。
２点目の議事録のホームページですけども、アップするのに去年の11月２日から、昨日の夕方まで、どれだけの時間がありましたか、アップするって言うのに、そんなに大層なことでないでしょ。
時間がかかった理由とアップした量、何年の何月からの議事録をアップしたのか、そのボリュームがどれだけあるのかお答えください。

〇議長（髙橋登君）　　はい、髙藤所長

〇所長（髙藤易元君）　　所長の髙藤でございます。

情報公開の制定期限ということでお聞きしておりますが、できるだけ早くという部分で答えさせていただいたんですけども、かなりのボリューム、情報公開要綱を制定するにあたっては、個人情報の保護に関する対応とか、資料の整理も含めて、いろいろとまだ作業が残っておりますので、半年とかいう話ですけども、できるだけ早い時期にさせていただきたいと思います。

それと、ホームページのボリュームという形で、どれだけ載せたという形で質問なんですけども、とりあえず、今回初めて載せるにあたりまして、第１回定例会の分を、まず載せさせていただいております。以上でございます。

〇議長（髙橋登君）　　はい、小林議員

〇11番（小林昌子君）　　情報公開の件に関しては、できるだけ早いうちにということで、半年ということが出ましたが、半年以内を目途にするということなのか確認いたします。

それから議事録のアップですけど、まだ１回目、１回目と言うか前回の分だけですよね。

議事録のアップと言うのはそんなに難しいものではないんですよ。

そして、個人のホームページでもかなりのボリュームの情報を載せることができるのだから、泉北水道の容量だって、個人のものより劣るということはないんだから、私は数年分はすぐにアップできると思います。

何年分ぐらいまでアップする予定ですか、２点お伺いします。

〇議長（髙橋登君）　　はい、髙藤所長

〇所長（髙藤易元君）　　所長の髙藤でございます。

半年以内にできるということで努力はしていきたいと思いますが、確約はできないということで、よろしくお願いいたします。

それと、会議録の部分なんですけども、これから作業を進めて過去の部分を含めて載せていきたいと思いますので、その辺も含めて御了解いただきたいと思います。以上です。

〇議長（髙橋登君）　　小林議員、そろそろまとめていただけますか。

〇11番（小林昌子君）　　はい、もう終わります。過去の分って言っても、２年前も過去の分、５年前も10年前も過去の分ですよ、泉水が出来てどれだけ経つんですか、議会がどんな議論をしてきたかっていうのを、私は、知りたい議員も市民の方もいると思いますから、少なくとも、１～２年なんてことはあり得ないと思います。

明確に、とりあえずアップしたいと思っている泉北水道の年数ですね、その

意思をお示しください。

○議長（高橋登君）　　はい、髙藤所長

○所長（髙藤易元君）　　所長の髙藤でございます。
　過去の分につきましては、データ的にない部分もありますので、ペーパーレベルではあるんですけども、データをまた打ち込んで、載せるというような作業もかかってきますので、かなりの業務量になってきますのでね、とりあえずは過去１年、２年のところから始めていきたいなと思いますのでよろしく御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（高橋登君）　　はい、小林議員、もう少しで終わります、要望、意見に変えていただきたいと思います。

○11番（小林昌子君）　　ホームページのアップの件ですけど、１～２年を目途にということですけど、データがないというのは、そもそも考えられないですわ。
　それでですけども、データがあるというのが１～２年というのは考えられませんので、データがある分については即アップしてください。
　そして、データがあるかないかということの御報告だけ、何年分以降はデータがあります、それ以前は、考えられませんけどデータがないと言うんだったら、改めて打ってもらわないといけないかもわかりませんけども、その分だけ確認をして、最後の質問にいたします。

○議長（高橋登君）　　はい、最後に確認、所長よろしく。

○所長（髙藤易元君）　　所長の髙藤でございます。
　その辺、調査いたしまして報告させていただきたいと思います。
　以上でございます。

○議長（高橋登君）　　はい、よろしいですか。

○11番（小林昌子君）　　ありがとうございます。
　報告と言うのは母市に報告と言うか、泉水のメンバーに報告下さるんですか。
　それだけ確認です。

○所長（髙藤易元君）　　所長の髙藤でございます。
　議長を通じて、泉北水道の議員に報告させていただきたいと思います。

○11番（小林昌子君）　　はい、わかりました、ありがとうございます。
　以上です。

○議長（高橋登君）　ありがとうございました。
２名の方から急遽の質問という形で承りましたけれども、他にないようでありましたら、これで、今議会を終わっていきたいというふうに思います。
慎重御審議、ありがとうございました。
閉会にあたりまして、企業長より挨拶の申出がございますので、これを許可をいたしたいと思います。企業長。

○企業長（辻宏康君）　議長のお許しをいただきまして、令和元年泉北水道企業団議会第１回臨時会の閉会に当たりまして、ひと言御挨拶を申し上げます。
本日は大変お忙しい中、本臨時会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、ただいまは、慎重な御審議の上、議長をはじめ全ての役員の御決定を賜りましたことに厚くお礼を申し上げますとともに、新しく就任されました役員の皆様方には心からお祝いを申し上げます。
結びに当たりまして、これから暑さも厳しくなってまいりますが、議員皆様方には御自愛いただきまして、ますます、御健勝にて御活躍されますよう心からお祈り申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

○議長（高橋登君）　以上で令和元年泉北水道企業団議会第１回臨時会を閉会をいたします。ありがとうございました。

閉　　　会

令和元年7月5日　午前11時50分　閉会

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

泉北水道企業団議会議長　高　橋　　　登

泉北水道企業団議会議員　大浦　　まさし

泉北水道企業団議会議員　岡　　　博　子